

Press Release

各 位

三 菱 UFJ 国際 投信 株式会社
 東京都千代田区有楽町一丁目 12 番 1 号
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 404 号
 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

『インド債券オープン(年1回決算型)』募集・設定について

追加型／海外／債券

この度、三菱UFJ国際投信は平成23年8月に設定した『インド債券オープン(毎月決算型)』に加えて、『インド債券オープン(年1回決算型)』を新規に設定いたしますので、お知らせいたします。

ファンド	商品分類			属性区分				
	単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
(毎月決算型)	追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券) (債券 一般)	年12回 (毎月)	アジア	ファミリー ファンド	なし
(年1回決算型)					年1回			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

この目論見書により行う「インド債券オープン(毎月決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2016年11月8日に関東財務局長に提出しており、2016年11月9日に効力が生じております。

この目論見書により行う「インド債券オープン(年1回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2017年6月16日に関東財務局長に提出しており、2017年7月2日に効力が生じております。

今こそ、インド

長い歴史のあるインド。インドと聞いてどんなイメージを持たれるでしょうか。カレーや、象、タージマハル、民族衣装のサリー等が思い浮かんでくるのではないでしょか。

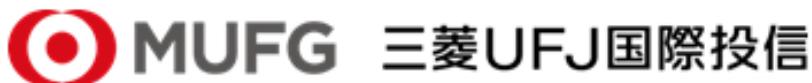
インドは13億人の人口を抱え、その大半を若い人々が占めています。それが豊富な労働力となり、巨大な消費市場となることで、世界有数の経済大国へと発展を続けています。

今回私たちがご用意したファンドは、インドの公社債、および国際機関債を主要投資対象とし、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行うファンドです。当ファンドは毎月決算型と年1回決算型の2つのコースをご用意いたしましたので、お客様のニーズに合わせて選択いただける商品となっています。

先進国では低金利環境が続いている今、新興国の中でも、相対的に利回りが高いだけでなく、経済環境も良好であるインド債券を皆様の投資の選択肢のひとつとしてお考えいただければ幸いです。

2017年7月

三菱UFJ国際投信



ともに、その先へ。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色1

インドの公社債、および国際機関債を主要投資対象とします。

■ 当ファンドの主要投資対象

	インドの公社債	国際機関債
概要	国債、政府機関債、社債等をいいます。 ※社債については、インドの企業が発行する社債のほか、次のものを含みます。 ・インドの企業が原則として100%出資する企業(以下「子会社」といいます。)が発行する社債 ・子会社が原則として100%出資する企業(当該企業も子会社とみなします。)が発行する社債	国の枠組みに関わらず設立された国際機関が発行する債券をいいます。
発行体の所在地	インド ※子会社については、インドに限りません。	世界各国

- ◆ 債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ◆ インド・ルピー建債券のほか、米ドル建債券にも投資します。
- 米ドル建債券に投資した場合には、原則として、実質的にインド・ルピー建となるように為替取引を行います。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託会社の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

特色2

債券からの安定したインカムゲインの確保および信託財産の成長を目指します。

- ◆ インドの公社債を中心に投資を行いますが、流動性・信用力等を考慮し、国際機関債にも投資を行います。
※外国機関投資家がインドの債券市場においてインド・ルピー建のインドの公社債に投資を行う場合、投資ライセンス等を取得する必要があるほか、外国機関投資家等からの総投資額が一定限度額を超えた場合には入札による投資可能枠の獲得等が必要となります。(2017年3月末現在)
投資可能枠の獲得状況や利用状況、インドの債券市場における取引規制の変更等によっては、当ファンドの国際機関債への投資割合が高くなる場合があります。
また、市況動向・資金動向等によっても、国際機関債への投資割合が高くなる場合があります。
- ◆ 原則として、対円での為替ヘッジは行いません。
- ◆ 社債については、インベスコ・アセット・マネジメント・プライベート・リミテッド(インド)のアドバイスを受け、運用を行います。
インベスコ・アセット・マネジメント・プライベート・リミテッド(インド)は、インドに拠点を置く資産運用会社です。

主要投資対象 インドの公社債、国際機関債

市場動向および信用力分析

- マクロ経済、金利動向、債券市場における需給動向の分析
- 投資家動向や業種別動向の分析
- 信用格付会社の格付動向の分析
- 発行体の信用力水準、方向性の分析

社債について
アドバイス

インベスコ・アセット・
マネジメント・プライベート・
リミテッド(インド)

ポートフォリオ構築

- 債券種別・通貨・デュレーションの決定
- 発行体の信用力評価およびバリュエーション(割安度)、流動性を勘案し、発行体の配分や銘柄を選定

ポートフォリオ

※上記は銘柄選定の視点／着眼点を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。また、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。上記プロセスは、今後変更されることがあります。

※委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧いただけます。

特色
3

毎月決算型

毎月の決算時(10日(休業日の場合は翌営業日))に
収益の分配を行います。

年1回決算型

年1回の決算時(2月10日(休業日の場合は翌営業日))
に分配金額を決定します。

<毎月決算型>

◆分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<年1回決算型>

◆分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。
(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(初回決算日は、2018年2月13日です。)

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



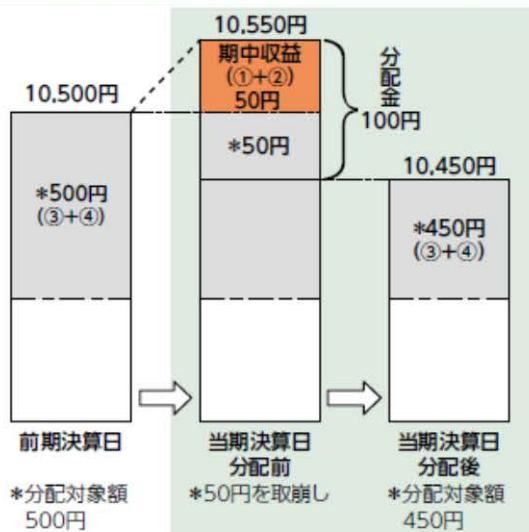
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

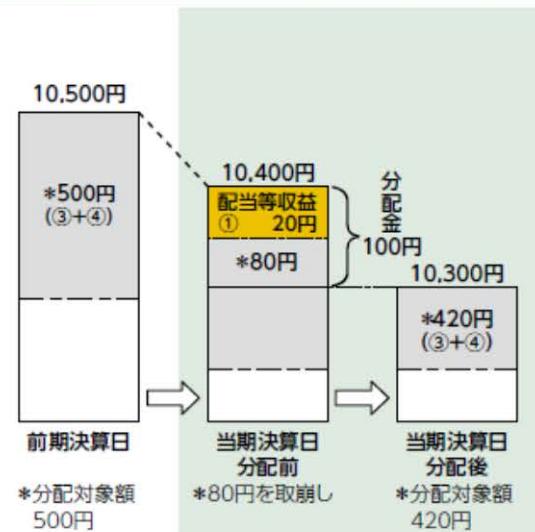
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



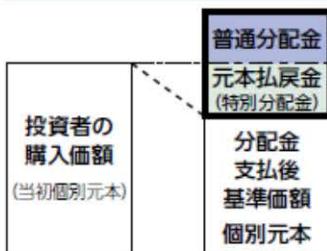
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金:当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金:追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようするために設けられた勘定です。

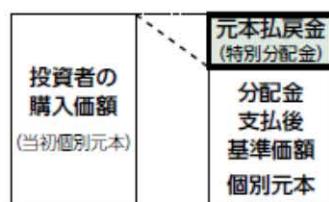
◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



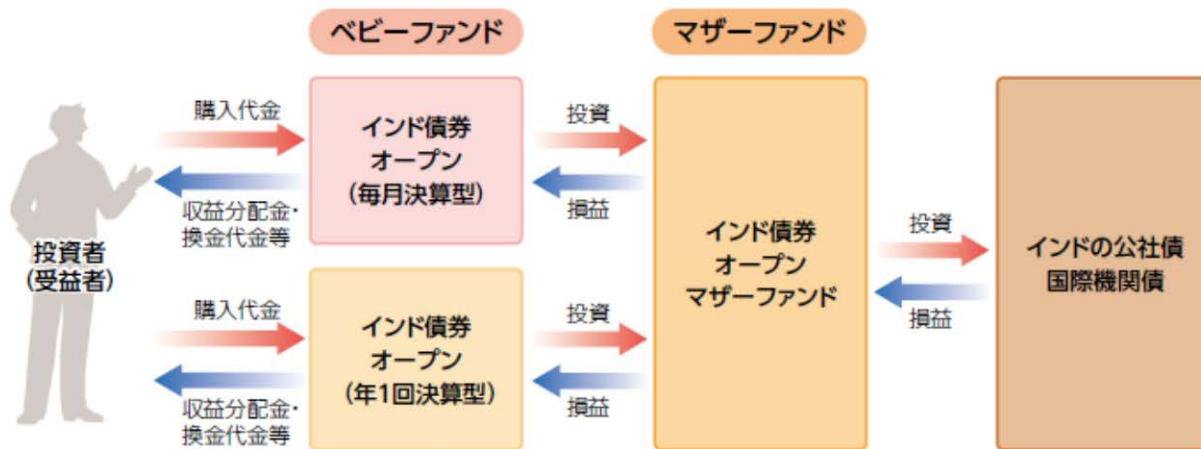
普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

■ ファンドのしくみ

◆ 運用はインド債券オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてインドの公社債・国際機関債へ投資するファミリーファンド方式により運用を行います。



※各ファンド間でのスイッチングが可能です。

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングにより解約をする場合は、信託財産留保額が差引かれ、解約金の利益に対して税金がかかります。

くわしくは販売会社にご確認ください。

■ 主な投資制限

社債への投資	社債への実質投資割合は、取得時において、各ファンドの純資産総額の60%以下とします。
同一企業が発行する社債への投資	同一企業が発行する社債への実質投資割合は、各ファンドの純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

為替変動 リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

価格変動 リスク

債券の価格は、市場金利の変動の影響を受けて変動します。一般に市場金利が上がると、債券の価格は下落し、組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。市場金利の変動による債券価格の変動は、一般にその債券の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。

信用 リスク

債券の発行体等の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、債券の価格が下落(利回りは上昇)すること、利払いや償還金の支払いが滞ること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

流動性 リスク

債券を売買しようとする際に、その債券の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかつたり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

カントリー・ リスク

ファンドは、主に新興国の債券に投資を行います。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、為替変動・価格変動・信用・流動性のリスクが大きくなる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。



投資リスク

■ その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・外国機関投資家がインドの債券市場においてインド・ルピー建てのインドの公社債に投資を行う場合、投資ライセンス等を取得する必要があるほか、外国機関投資家等からの総投資額が一定限度額を超えた場合には入札による投資可能枠の獲得等が必要となります。(2017年3月末現在)
投資可能枠の獲得状況や利用状況、インドの債券市場における取引規制の変更等によっては、ファンドの国際機関債への投資割合が高くなる場合があります。
また、市況動向・資金動向等によっても、国際機関債への投資割合が高くなる場合があります。
- ・ファンドでは、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引(NDF)を利用する場合があります。
直物為替先渡取引(NDF)の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

■ リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。
また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位		販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
購入時	購入価額	<p>■毎月決算型 購入申込受付日の翌営業日の基準価額</p> <p>■年1回決算型 当初自己設定:1口当たり1円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額</p> <p>※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。</p>
購入代金		販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位		販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
換金時	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
換金代金		原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込不可日		インドの銀行、インドの金融商品取引所、ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。
申込締切時間		原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
申込について	購入の申込期間	<p>■毎月決算型 2016年11月9日から2017年11月9日まで</p> <p>■年1回決算型 当初自己設定:2017年7月3日 継続申込期間:2017年7月3日から2018年11月1日まで</p> <p>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。</p>
換金制限		各ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し		<p>金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデーターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。</p> <p>また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、各ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。</p>



手続・手数料等

スイッチング	各ファンド間でのスイッチングが可能です。 販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。 スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングにより解約をする場合は、信託財産留保額が差引かれ、解約金の利益に対して税金がかかります。くわしくは販売会社にご確認ください。
信託期間	<p>■毎月決算型 2027年2月10日まで(2011年8月19日設定)</p> <p>■年1回決算型 2027年2月10日まで(2017年7月3日設定)</p>
線上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。
	<p>■毎月決算型 ・ファンドの受益権の口数が、当初設定時の10分の1または10億口を下回ることとなった場合</p> <p>■年1回決算型 ・ファンドの受益権の口数が、10億口を下回ることとなった場合</p> <p>■毎月決算型 ■年1回決算型 ・各ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき</p>
決算日	<p>■毎月決算型 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)</p> <p>■年1回決算型 毎年2月10日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2018年2月13日</p>
その他	<p>■毎月決算型 毎月の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。</p> <p>■年1回決算型 年1回の決算時に分配金額を決定します。(分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。) 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。</p>
収益分配	各ファンド2,000億円
信託金の限度額	
公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(http://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
運用報告書	<p>■毎月決算型 6ヵ月毎(2・8月の決算後)および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。</p> <p>■年1回決算型 毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。</p>
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

■ ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
	販売会社	購入価額に対して、 上限3.24% (税抜 3.00%) (販売会社が定めます)	各ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、 購入に関する事務手続等

(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)

信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% をかけた額
---------	--------------------------------------

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

日々の純資産総額に対して、**年率1.62% (税抜 年率1.50%)**をかけた額

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数／365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。

支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.76%	各ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	各ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

以下の費用・手数料についても各ファンドが負担します。

- ・監査法人に支払われる各ファンドの監査費用
- ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料
- ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
- ・マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額
- ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等

※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※毎月決算型：運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に毎月決算型から支払われます。

※年1回決算型：運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、第2計算期間以降の毎計算期間の最初の6ヶ月終了時、毎決算時または償還時に年1回決算型から支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、各ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



手続・手数料等

Tax

¥

税 金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2017年3月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度) およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

■委託会社(ファンドの運用の指図等)	三菱UFJ国際投信株式会社
■受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)	三井住友信託銀行株式会社 (再信託:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
■販売会社(購入・換金の取扱い等)	株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ国際投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。■投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 29 年 6 月 16 日に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。

以上